

# 大館市適正入札・契約推進委員会

## 令和7年度 第2回定例会議事録（概要）

- 日 時：令和7年12月17日（水）15時～16時40分
- 場 所：大館市役所本庁舎 会議室402
- 出席委員：佐藤 英夫（委員長／税理士）  
齊藤 留美子（関係業界代表／建築士）  
熊谷 克史（弁護士）  
佐藤 伸雄（学識経験者）  
北林 武彦（内部委員／大館市副市長）  
伊藤 良晋（内部委員／大館市総務部長）

### ■ はじめに（略）

#### 1. 開会

委員長： 本日は、大館市適正入札・契約推進委員会の令和7年度 第2回目の定例会を招集したところ、皆様のご出席をいただき感謝申し上げます。  
それでは、これから要綱第5条に基づく定例会議を開催します。  
本日の委員の出席状況について、事務局から報告を求めます。

事務局： 本日は、委員6名全員の出席をいただいておりますので、過半数に達していることを報告いたします。

委員長： 事務局からの報告のとおり、委員定数6名全員の方が出席し、過半数に達しておりますので会議を開会いたします。  
本日の会議は、要綱第2条及び第5条に規定する定例会議であります。

#### 2. 公開の可否について

委員長： 定例会議につきましては、要綱第5条第6項に「原則的に公開とする」とありますが、本日の定例会について公開とするか、委員の皆様のご意見を伺います。

（公開することについて、反対意見なし）

委員長： 特段、異議がないようですので、本日の定例会を公開と決定します。なお、委員各位の自由な討論を保障するため、非公開とする場合には傍聴者にご遠慮願うこともありますので、あらかじめお断りいたします。また、定例会の内容については、ホームページを通じて会議の概要を公表しますので、ご承知置き願います。

### 3. 審査

#### ① 入札・契約の運用状況について

委員長：これから審議に入ります。初めに、要綱第2条第1号に規定する「市の発注に係る入札・契約の運用状況」について事務局より報告を受けます。

事務局：それでは、お手元の【資料1】、1ページの「業種別入札方式別発注総括表」をもとに、令和7年度上半期の状況について、ご説明いたします。

業種別として、「建設工事」ほか計4つに分類し、随意契約については、予定価格が250万円を超える契約のみを掲載しております。

また、「物品調達」及び「役務提供」の単価契約については、普通契約と分けて記載しております。普通契約の落札率は、契約金額の合計を予定価格の合計で除した全体落札率、単価契約の落札率は、落札率の合計を件数で除した平均落札率としております。

それでは、業種別に状況をご説明いたします。説明時の金額は、端数を切り捨てた数字とさせていただきます。

■ 最初に建設工事ですが、条件付き一般競争入札は9回執行しており、件数は68件、契約金額は24億1,282万円となっております。

公募型指名競争入札は、市立病院分1件のみで、契約金額は368万円となっております。

随意契約は市立病院分も含め、5件、6,058万円で、前年同期と比べ、件数、契約額とも減少しております。

建設工事全体では、件数で17件減少の74件、契約金額では27億4,207万円減少し、24億7,708万円となっております。

前年同期に、新斎場関連工事の発注があったことが、減少の主な要因となっております。

なお、落札率については、対前年同期比1.2ポイント減少し、97.6%であります。

■ 次に、測量及び建設コンサルタント等業務についてであります。前年同期比で、件数が4件増加の41件、契約金額では6,696万円減少し2億4,861万円となっております。件数が増加したのに対し、契約金額が減少しておりますが、前年同期にあった、市道岩瀬線道路詳細設計業務のような、契約金額の比較的大きい案件が少なかったことによるものであります。

落札率は、3.6ポイント増加し92.4%となっております。

■ 次の物品調達であります。件数が、前年同期比で、18件減少の85件、契約金額は、普通契約で6,203万円増加し、4億8,159万円となっております。件数の減少に関しては、地方自治法及び本市の財務規則の改正により、少額随契のできる上限額が引き上げられたこと、契約金額の増加については、今期に、契約金額の大きい「災害対応 特殊水槽付 消防車」の発注があったことが主な要因となっております。

落札率については、普通契約で0.2ポイント増加し96.1%、単価契約では6.3ポイント増加し90.7%となっております。

- 次に、役務提供であります。件数が50件減少の290件、契約金額では、普通契約で9億1,765万円減少し、25億3,697万円となっております。件数、契約金額ともに減少しておりますが、物品調達同様、少額随契の上限額が引き上げられたこと、また、前年同期にはあった、契約金額の大きい給食業務2件の発注が、今期にはなかったことが減少の主な要因となっております。

落札率については、普通契約で前年同期比0.3%ポイント増加し99.1%、単価契約では2.7ポイント増加し95.5%となっております。

- 以上、令和7年度上半期の総件数は490件となり、前年同期比81件の減少となっております。

また、単価契約を除く契約金額の総合計は、57億4,428万円、36億6,463万円の減少となりました。

なお、7年度上半期の落札率については、普通契約が97.9%で、前年同期から0.4ポイント減少、単価契約では93.1%と、4.5ポイント増加しております。

令和7年度上半期の入札・契約の運用状況についての説明は以上であります。

なお、この総括表に記載されているもの全ての詳細な状況につきましては、お手元の資料2「業種別入札方式別発注一覧表」に記載しておりますのでご参照願います。

委員長： ただいま説明がありました「市の発注に係る入札・契約の運用状況の報告」について、何かご質問、ご意見はございますか。

委員A： 令和7年度上半期の実績で、落札率が一部を除いて高くなっていますが、これについて何か分析していますか。

事務局： この会議でも何度か話題になっていますが、人件費の高騰、資材費の高騰などで予算要求時と入札時とで金額を下げる余地がなくなってきており、個々の案件で見ると落札率が100%やそれに近い案件が見受けられます。

委員B： 随意契約の基準額が少し上がっているという説明でしたが、具体的な額は。

事務局： 建設工事は以前130万円でしたが、今は200万円まで少額随意契約ができるということになっています。コンサル業務は50万円が100万円、物品調達は80万円が150万円、役務提供は50万円が100万円になっています。

委員B： 落札率が上がったのは、それが原因でしょうか。

事務局： それはあまり関係ないと思います。

委員B： 随意契約の件数が増えて、入札が減ったということのようですね。

委員C： 金額が上がった背景は、通常の入札でも不調が多いからでしょうか。

事務局： 地方自治法が改正になりました。以前の基準がおよそ50年前のもので、物価上昇等に伴い、国で額を引き上げるべきだという考えに基づいて改正し、それに市の規則も併せて改正しました。

委員B： 他の自治体も引き上げているのでしょうか。

事務局： ほとんどの市で同じように改正していると思います。

委員C： 戸籍振り仮名通知書は、予定価格が400万円に対して契約額が100万円になっていますが、どうしてこのように低い金額になったのでしょうか。

事務局： 例年の業務でなく今回限りの業務で、国の戸籍の振り仮名の通知に関するものです。はじめに、数社から見積もりをもらい、その平均の額で予定価格を作成したようです。そして6者を指名して緊急随意契約で行ったところ、落札業者がかなり低い額で入れてきたという結果になりました。

※内部委員から補足あり

委員A： 建設工事で、これまでもそうでしたが、今回も入札参加者数が1者の入札が多かったのは、人手不足や発注量に対して従業員数が足りないなど、理由は把握していますか。

事務局： 以前も何度かお話ししましたが、昔であれば人手があって、1社で2チーム3チーム作って複数受注できる状況だったと思いますが、昔に比べて業者数が減少して人手不足であり、今はそういう状況でないようです。また、業者の都合もありますので、他の案件を受注中であれば入札に参加できない状況になると聞いたことはあります。

委員A： 依然として入札に対する企業の数に足りていないことにあると思います。入札が適正なのかどうかという問題が出てきますが、今後どう対応していくか検証が必要だと思います。

事務局： 業界などの状況をうかがい、実態を把握しながら、原因と対応をその都度考えていきたいと思います。

委員A： 今後ますます減る方向に向かうと思うので、今後こういった足りないことなどの問題をどのように解決していくか考えていくことが必要だと思います。

委員B： 1者入札が多いですが、入札者ゼロのケースも多くなっていますか。

事務局： 昨年や一昨年の災害復旧工事を多数発注した時期はそういうこともありましたが、今年度は入札者ゼロの案件はだいぶ減ってきているように感じます。

委員A： 以前は災害復旧工事があまりにも多かったもので、改善はされてきているのでしょうか。

事務局： これから令和7年度の災害復旧工事を県や市でも発注する見込みですので、そうなるとも状況が変わってくるかと思っています。

委員A： 1者でも参加できているうちはいいと思いますが、入札制度をどのように捉えていくか難しいと思います。様子を見ながら対応の検討をお願いしたいです。

委員B： 市内の建設会社は人手不足の状況が続いていて、今後増えることはないと思います。1者入札がある中でだんだんゼロ者入札が増えてきた時に、果たして入札制度そのものが成り立っていくのでしょうか。対象を市内に限らず周辺に広げるなど、そういうことも検討しているのでしょうか。

事務局： この先そういうことも考えられるかも知れませんが、まずは市で発注している案件の周知を図りたいということで、建設工事に限ったことではありませんが、市の入札に係る案件の発注の情報を、8月から始めた市の公式ラインで入札情報を発信しています。工事な

ら、どの工種が発注になるのか、またコンサル業務、物品調達、役務提供を含めて、まずはこういう発注をしていることを見てほしいという情報発信に取り組んでいるところです。

委員D： 中台橋ほか（JR跨線橋）橋梁定期点検業務で、随意契約で一般財団法人秋田県建設・工業技術センターと契約していますが、競争が激しいコンサル業務において随意契約となった理由は何でしょうか。

事務局： JR関係の業務、鉄道に関わる業務は市と秋田県建設・工業技術センターと協定を結んでいて、そのセンターとの2号随契ということになっています。JR跨線橋の点検業務は、JRの免許を持っている監視員を付ける必要があり、通常のコンサル業者ではなかなかないので、工業技術センターと県内の市町村とで協定を結んでいる。協定があるから1号随契となっています。

委員B： 他の業者から意見は出ていませんか。

事務局： 聞いたことはありません。JR関係以外については通常どおり発注しています。

委員C： JRの基準を満たせるのは事実上このセンターしかないということでしょうか。

事務局： 県内に監視員が在籍している事業者はいると思いますが、協定の規定のとおりセンターに発注し、センターで調整を図っていると伺っています。

委員A： MRI機械室空調機取替修繕は、空調設備なら一般的な工事会社でできると思いますが、そうっていないのは、やはりMRIの特殊性があるのでしょうか。

事務局： MRIを冷却するための医療用の特殊な空調装置で、建設工事的な空調工事とは種類が異なるようです。現在のMRI一式を納入したのがレジットメディカル社で、そこでないと対応できないということで随意契約になっています。

委員A： 農業集落排水処理施設の維持管理業務について、対象地区を見ると規模の大小が感じられませんが、地区によって契約金額が倍くらい違っているのはなぜでしょうか。

事務局： 区域によって対象面積や処理戸数が大きく変わってきます。そういう要素が大きいほどポンプの数や設備の数が多くなり、必然的に維持管理の対象の設備が増えるため、金額が大きくなっていくと聞いています。

委員A： 地域を見ると、さほど世帯数などに違いがないのではと思ったので、この差は何でしょうか。実際にポンプの数などが違うのでしょうか。

事務局： そのように聞いています。

※内部委員から補足説明あり

委員D： 総務課普通乗用自動車の車種や用途は何でしょうか。

事務局： 市長車で、トヨタのベルファイアです。

委員D： 車種指定のようになるとはと思いますが、いかがでしょうか。

事務局： 発注時は同等品可としています。

※内部委員から補足説明あり

委員D： 光波距離測定装置は、装置として高価ですが、どのようなものでしょうか。

事務局： 陸上競技用の装置で、跳躍や投擲競技の距離や高さをレーザーで光学的に計測するものです。

委員B： 貸し出しはするのでしょうか。

事務局： 長根山陸上競技場で、大会などで使用するものです。

委員A： 入院患者用寝具等賃貸借は、単年度契約でしょうか。

事務局： 単年で、複数単価となっています。総額で示していますが、あくまでも見込み額です。

※内部委員から補足説明あり

委員A： 大館市立総合病院衛生設備保守点検業務は、保守点検費だけでなく修理費も含まれているのでしょうか。

事務局： あくまでも保守の金額で、修繕の必要がある場合は別途という内容と聞いています。単年度契約で、受水槽、高架水槽、検査系の排水処理設備や排水ポンプ、消火設備などさまざまな機器が対象です。消防設備や受水槽、高架水槽の数が他施設に比べて多く、その部分が委託料の6割を占めており、全体的にも金額が大きくなっています。

委員A： 大館市鉄道モーダルシフト実証事業調査業務と、自動運航ドローンによる物流実現可能性調査業務の契約は、それぞれ単年でしょうか、複数年でしょうか。

事務局： いずれも単年契約です。

委員A： 大館市鉄道モーダルシフト実証事業調査業務は、どのような調査を行うのでしょうか。

事務局： モーダルシフトという、自動車による物流の一部を鉄道に置き換えるという実証実験ですが、環境負荷の軽減やドライバー不足の負担軽減の効果がどのように出るかという調査です。詳細までは把握していませんが、そのような効果を検証する業務と聞いています。

委員A： いずれ調査結果が出るということでしょうか。

事務局： 今年度末までには出ると思います。

委員A： ドローン性能調査業務も、3月には調査結果が出てくるのでしょうか。

事務局： 年度内の契約で業務は実施済みであり、新聞にも記事が掲載されています。

※内部委員から補足説明あり。

委員A： 小学校・中学校の校内無線LAN機器等保守委託業務は、何台が対象でしょうか。

事務局： 小学校が16校計425か所、中学校は7校で計200か所と聞いています。

委員A： 各校にWi-Fiがあるのでしょうか。

事務局： そうです。

委員A： 全体的にデジタル系の保守委託業務がかなりの金額になっていて、実態調査が必要なのではと思いますが、これについては1、2年間どれくらいの人数がどのように対応したかや、どんな問題があったかなど、内容の検証が必要なのではと思います。

事務局： システム関係の保守については、以前もこの会議で話題に出ましたが、担当課において検証業務をプロポーザルで公募しましたが、参加者がありませんでした。その後引き続き

担当課でも検討していたようですが、デジタル的な分野の精通した人材を市町村に派遣するという仕組みを県で検討中とのことで、内容次第では制度を利用する可能性もあると聞いています。

委員長： 車両用AVMシステム更新業務の契約の相手方は、システム納入業者だからということでしょうか。

事務局： そうなっています。

委員A： 大館市立総合病院医事等業務は契約額が大きいですが、内容は医療事務だけでしょうか。

事務局： 総合病院と扇田病院で似ているところはありますが、外来入院事務や休診日の受付事務、電算業務、診療報酬関連事務、入院関係事務など、いずれも人件費という中身で、特に総合病院は人数が80人であり、業務も多岐にわたるため金額も大きくなっています。

※内部委員から補足説明あり

委員長： 他にご意見ございませんか。

(他に意見等なし)

委員長： なければ、市の発注に係る入札・契約の運用状況についての審査を終了いたします。

## ② 抽出事案について

委員長： 次の審査事項に移ります。本委員会要綱第2条第2号の規定により、「市の締結した契約のうち、委員会が抽出したのものに関し、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について」の審査を行います。

要綱第6条の規定により、この抽出は「抽出委員」に委任し、あらかじめ選んでおります。運営要領第3条第2項の規定により、事務局の説明に先立ち、抽出委員から「抽出結果」の報告及び確認をお願いします。

抽出委員： それでは、審査に入る前に「抽出結果」について報告しますので、ご確認をお願いいたします。資料3をご覧ください。

【建設工事】と【測量及び建設コンサルタント等業務】については、電子入札で執行していることから、条件付き一般競争入札の案件から抽出しております。【物品調達】は公募型指名競争入札から、【役務提供】は指名競争入札の案件から抽出しております。

### ◎ 条件付き一般競争入札

#### ① 建設工事 【大館市小中学校LED照明化工事（第4工区）】

市長事務部局が発注した68件の中から、今年度上半期に小中学校計22校（小学校15校、中学校7校）を対象として8件発注のあったLED照明化工事のうち、予定価格が最も高い『大館市小中学校LED照明化工事（第4工区）』を選んでおります。

#### ② 測量及び建設コンサルタント等業務 【市道早口線法面詳細設計業務】

市長事務部局が発注した26件の中から、予定価格が最も高い『市道早口線法面詳細設計

業務』を選んでおります。

◎ 公募型指名競争入札

○ 物品調達 【災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）】

市長事務部局が発注した普通契約 22 件の中から、予定価格が最も高い『災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）』を選んでおります。

◎ 指名競争入札

○ 役務提供 【大館市立扇田病院給食業務】

市立病院が発注した普通契約 8 件の中から、予定価格が最も高い『大館市立扇田病院給食業務』を選んでおります。

◎ 随意契約

○ 建設工事 【市道岩瀬線道路改良工事（1工区）その1】

市長事務部局の建設工事の発注案件で予定価格が最も高い『市道岩瀬線道路改良工事（1工区）その1』を選んでおります。

以上でございます。

委員長： 「抽出の結果」について皆様の確認をお願いいたします。

（意見等なし）

委員長： 引き続き、事務局から「抽出事案」について一括して説明を受けます。

事務局： それでは、資料3により説明いたします。

■ 最初に、建設工事からは、条件付き一般競争入札で発注しました「大館市小中学校LED照明化工事（第4工区）」であります。上川沿小学校及び扇田小学校において、既存照明の撤去及びLED照明器具への更新を行うものであります。入札参加資格としては、「電気A級」に登録があること、「市内に主たる営業所又は従たる営業所」を有すること、監理技術者として「1級又は2級電気工事施工管理技士」ほか、建設業法に基づく技術者を配置できることを条件としております。この入札には、2者が参加を申込んでおり、電子入札を実施した結果、落札者1者を決定しております。落札率は98.4%となっております。

■ 次に、測量及び建設コンサルタント等業務からは、同じく条件付き一般競争入札で発注した「市道早口線法面詳細設計業務」であります。本市の道路法面補修計画に基づき、市道早口線の補修に関する測量、地質調査及び詳細設計を行うものであります。入札参加資格としては、「土木関係建設コンサルタント業務」のうち「道路」に登録があること、「秋田県内に主たる営業所又は従たる営業所」を有し、その営業所が登録されていること、管理技術者及び照査技術者として、「技術士又はRCCMの道路部門に関する資格を有する者」を配置できることなどを条件としております。この入札には、10者が参加を申込んでおり、電子入札を実施した結果、落札者1者を決定しております。落札率は79.7%となっております。

- 続いて、物品調達「災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）」についてであります。消防本部の老朽化した水槽付き消防ポンプ自動車1台を更新するものであります。入札参加資格としては、「消防器具・保安標識」を取り扱い品目として登録していること、「市内に主たる営業所又は従たる営業所」を有していることなどを条件としております。この入札には3者が参加申込みをし、同じく3者を指名し入札を執行しております。その結果、当該3者から落札者1者を決定しており、落札率は99.6%となっております。
- 続いて、役務提供「大館市立扇田病院給食業務」であります。扇田病院の入院患者に関する栄養管理、給食等業務を行うものであります。指名業者の選定に当たっては、「給食調理配送等」に登録があり、かつ当該業務の入札参加実績のある3者を指名したものであります。当該3者で入札を執行した結果、2者が予定価格を超過、予定価格の範囲内であった残りの1者を落札者として決定しております。落札率は100%となっております。
- 最後に、随意契約の案件です。土木課が発注した「市道岩瀬線道路改良工事（1工区）その1」であります。この案件は、本市の道路改良事業計画に基づき、市道岩瀬線において暗渠設置等の道路改良工事を行うものであります。本工事は当初、条件付き一般競争入札を執行しましたが、1者申込みで当該1者が辞退し、入札を取り止めたものであります。本年度中に工事を完了させるためには再公募を行う時間的余裕がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、いわゆる「緊急随契」の規定に基づき、本工事に係る路線の工事实績を有する3者から見積書を徴取し、最も低い見積額を提示した1者と契約に至っております。

委員長： ただいま説明がありました「抽出事案」について、皆様からのご意見をいただきたいと思っております。何かご質問、ご意見はございませんか。

委員B： 市道岩瀬線道路改良工事（1工区）では、条件付き一般競争入札が不調で1者参加で1者辞退とありましたが、辞退は何か理由があったのでしょうか。

事務局： 電子入札システム上では「一身上の都合により辞退」ということしか把握できません。

委員長： 他に何かご意見ございませんか。

（他に意見等なし）

委員長： なければ、抽出事案についての審査を終了いたします。

### ③ 指名停止等の運用状況について

委員長： 続きまして、要綱第2条第1号及び同運営要領第2の規定に従い「指名停止等の運用状況」について事務局から報告を受けます。

事務局： それでは、資料4により令和7年度上半期の指名停止等の運用状況についてご説明い

たします。令和7年度上半期においては、2件3者の指名停止措置を行っております。

1件目は、大館桂工業株式会社と、鹿角市の株式会社石川組であります。大館桂工業の鹿角営業所と元請け事業者である石川組の現場代理人らが、令和4年5月に発生した労働災害について、工事とは無関係の作業中にけがを負ったものとして、労働基準監督署長に虚偽の報告をし、このことが労働安全衛生法違反（労災隠し）に該当するものとして、令和7年5月28日付けで大館簡易裁判所に略式起訴されております。

本事案が、本市指名停止要綱の規定による「不正又は不誠実な行為」に該当するものであるとして、1か月の指名停止措置としたものであります。

2件目は、株式会社ジェイアール東日本企画であります。同社は、経済産業省所管の補助金等に関し、不適切な作業時間の計上を行い、人件費を過大に請求していたとして、同省から補助金交付等停止及び指名停止措置を受けております。

このことが、本市指名停止要綱の規定による「不正又は不誠実な行為」に該当するものであるとして、9か月の指名停止措置としたものであります。

以上が、令和7年度上半期における指名停止の運用状況であります。

委員長： ただいまの事務局の説明について、質問を含め、委員の皆様の審査をお願いいたします。

委員A： 大館桂工業と石川組の件で、略式起訴とありますが、受けたのは会社でしょうか、報告した本人でしょうか。

事務局： 会社と個人だと伺っています。

委員A： 会社としてはあまりにもずさんな対応と思いますが、指名停止期間については何か決まりがあるのでしょうか。

事務局： 大館市指名停止要綱においてケース別に指名停止の期間の定めがあり、これに沿って対応したものです。

委員C： 大館桂工業は以前にも指名停止を受けていたと思いますが、対象となる行為を繰り返した場合に、措置が重くなる規定はありますか。

事務局： 1年以内に再度繰り返すと加重加算があります。要綱上の加重加算は、指名停止が明けてから1年以内に再度繰り返すと加重する場合があります。

委員C： 期間が少し短いような気がします。

事務局： 会社が把握しておらず、従業員が虚偽の報告をしたのではないかと思います。

委員A： 略式起訴ですが、虚偽の報告であり、労働安全衛生法に則していないというのは罪深いと思います。

事務局： 国と県いずれも指名停止期間は1か月としています。

委員A： 1か月の間に入札がなければ、罰を受けたことにならないこととなります。そういうことを考えると、期限が決まっているというのは実際どうなのでしょう。

事務局： 指名停止要綱は県の基準に沿って市で決めています。どちらかというと、労働安全衛

生法違反は軽く、贈賄や談合は1年など、指名停止期間が長くなっています。

委員B： 指名停止は、贈賄などを防ぐのが制度のメインということでしょうか。

※内部委員から補足説明あり

委員A： 万が一その期間中に、2号案件など、どうしても大館桂工業でないとできないという案件が出てきたらどうするのでしょうか。

事務局： どうしても緊急で待たないとなると、やむを得ず随意契約にすることもあります。どうしても大館桂工業でなければというケースで、今すぐ直さないと施設や病院などの運営に問題が生じるような場合は致し方ないと考えます。原則は随意契約の相手方にしてはいけないということにしています。

※内部委員から補足説明あり

委員A： 契約検査課から、コンプライアンスに問題があるということで、行政指導をしてはいかがでしょうか。例えば、社員に対する指導をしっかりとしてほしいなど。

委員D： 大館桂工業については、10月に東二ツ屋の橋梁の付帯施設の工事で死亡事故がありました。会社内の監督体制とか、かなり厳しく指導しなければならないのかなという感じがします。前回の案件の調査にも時間がかかっているの、監督署の調査結果などが出るのは、まだ数年先になるのではないのでしょうか。

※内部委員から補足説明あり

委員A： 大館の企業であり、問題がないように大館市に尽力してほしい企業だと思いますので、契約検査課から指導した方がいいと思います。

事務局： この件で指名停止なった場合には、過去のことも加味しながら厳しい結果が出ると考えています。

委員A： 厳しい結果が出たとして、それはそれでお互いに不利益なことになってしまうわけであり、後のことをしっかりとやってほしいというような指導をした方がいいと思います。

事務局： 現在、発注課の方から安全管理の面でいろいろ指導しているところで、文書通達も行っています。工程管理になるので、発注課の水道課の方から指導をしている状況です。

委員長： 他に何か意見ございませんか。

(他に意見等なし)

委員長： なければ、指名停止等の運用状況についての審査を終了いたします。

#### ④ その他

委員長： 引き続き、事務局から「その他」の案件について説明を受けます。

事務局： 資料5「低入札価格調査制度」の事案についてであります。この制度の対象は総合評

価方式を採用した案件のみとされたところであり、令和7年度上半期において該当となる案件はありません。

「その他」についての説明は以上でございます。

委員長： 本日の案件については以上でございますが、要綱の運営要領第2の第2項には「市が実施している入札・契約制度の状況について報告するものとする」とありますし、入札・契約制度全般にわたって意見を述べることもできます。委員の皆さんから何かご意見、ご質問はありますか。

委員B： 入札参加業者が1者という工事がこのところ増えています。今の状況で適正な入札が行われていくのか、長期的な検討をお願いしたいです。

委員C： 市外業者を入れるのも一つの手ですが、市外の業者に押されて、ますます市内業者が少なくなるリスクもありますので、難しいところだと思います。

委員B： 発注が多い年度も少ない年度もあるので、そのあたりも考慮していただきたいです。

委員長： 他に何か意見ございませんか。

(他に意見等なし)

#### 4. 閉会

委員長： なければ、本日の議事につきましては、これをもって終了といたします。